



令和 7 年度



与那原町立幼稚園募集案内

(新入園児用です。在園児は園にて配布する「継続利用募集案内」をご覧ください。)

令和 7 年度 4 月 入 園 申 込 日 程

【 受付期間 】

令和 6 年 10 月 15 日 (火) ~ 令和 6 年 10 月 31 日 (木) 17 時まで
(※土・日・祝日を除く)

【 受付時間 】

8 : 30 ~ 12 : 00 / 13 : 00 ~ 17 : 00
(※12 : 00 ~ 13 : 00、17 : 00 以降は受付できません)

【 申込方法 】

子育て支援課窓口へ提出または郵送にて提出
(※必要書類がすべてそろっていない場合は、受付できません)

※郵送にて提出する場合の注意事項※

①受付期限 (令和 6 年 10 月 31 日) の消印まで有効

(郵送料は自己負担でお願いします。(あて先は裏表紙を参照))

②郵送にて提出された書類に不備がある場合、受付期間内にその不備が調わなければ下記、受付期間終了後の申込の取扱となります。

③3 歳児クラス、4 歳児クラス、5 歳児クラスの申込に係る番号札の取扱い (P.6 「参考 1」を参照) について、以下の誓約事項を了承いただいているものとして扱います。

- 番号札の取得を、事務局において行うことを依頼する。
- 上記について、不服申立てを行わない。

※受付期間終了後の申込は、

- 3 歳児、4 歳児、5 歳児クラス : 欠員補充での受付 (定員に空きがない場合は利用保留)

(※欠員補充の利用調整方法は、P.6「参考 2」を参照)

目 次

1. 町立幼稚園について	・・・・・・・・・・P.1~3
・対象園児	・・・・P.1
・指定幼稚園	・・・・P.1
・定員	・・・・P.1
・開園日および休園日	・・・・P.1
・保育料等の徴収	・・・・P.2
・給食（ケータリング）	・・・・P.2
・与那原町立小学校指定通学区域	・・・・P.3

2. 入園申込について	・・・・・・・・・・P.4
-------------	---------------

3. 注意・確認事項 （必ずご確認ください）	・・・・・・・・・・P.5
---------------------------	---------------

参考：利用調整の仕方（3・4・5歳児）	・・・・・・・・・・P.6
---------------------	---------------

- ・参考1 令和7年4月入園申込者の利用調整
- ・参考2 欠員補充（令和7年4月入園申込結果「保留」含む）の
利用調整

1. 町立幼稚園について

【対象園児】町立幼稚園では、3歳児からの受け入れを実施しています。

与那原町内に住所を有しており、下記に該当する幼児が入園申込できます。

- ・5歳児 平成31年4月2日～令和 2年4月1日生まれ
- ・4歳児 令和 2年4月2日～令和 3年4月1日生まれ
- ・3歳児 令和 3年4月2日～令和 4年4月1日生まれ

※登降園の際は必ず保護者（親族）が送迎をできることが入園（申込）条件です。

【指定幼稚園】

与那原町立小学校指定通学区域（P.3 参照）に準じます。確認のうえ、申請書類には指定幼稚園を記入してください。

- ・与那原幼稚園（与那原小学校区）
与那原町字与那原 720 番地 （電話：098-945-3466）
- ・与那原東幼稚園（与那原東小学校区）
与那原町字板良敷 45 番地 （電話：098-945-1541）

【定員】上記2幼稚園ともに共通です。（クラスは、R7.4.1 時点の年齢で）

- ・5歳児 29名
- ・4歳児 25名
- ・3歳児 20名

※定員がある3・4・5歳児（4・5歳児は、進級児を除いた残り枠が新規定員）の申込は、受付時に取っていただく番号札の小さい順に利用決定を行います。ご了承ください。

※申込順ではありません。（P.6「参考1」参照）

※欠員補充の利用調整は別方法で行います。（P.6「参考2」参照）

【開園日および休園日】

- ・開園日：平日（月曜日～金曜日）の午前8時15分～午後2時まで

※預かり保育は実施していません。

※新入園児は慣らし保育期間（3日～1週間程度 ※個別に対応します）を設けるため、入園後1週間は給食なしの12時（正午）降園となります。

- ・休園日：土・日・祝日、慰霊の日（6/23）、

園長の指定した日（園行事の振替休日等）、下記長期休業日

長期休業日（予定）	期間
学年始休業日	4月1日～4月9日
夏季休業日	7月19日～8月25日
秋季休業日	10月11日～10月15日
冬季休業日	12月26日～1月5日
学年末休業日	3月20日～3月31日

※長期休業日は変更になる場合があります。

【保育料等の徴収】

- ・保育料： 幼児教育・保育の無償化により、幼稚園保育料は発生しません。
- ・その他： 給食費（ケータリング利用料：次項参照）、牛乳代、教材費等の徴収があります。
（幼稚園にて徴収する内容の詳細は、利用幼稚園よりお知らせします）

【給食（ケータリング）】

幼稚園での給食は、業者（(株)沖縄総合給食）によるケータリングを利用させていただきます。その利用においては、保護者と業者との直接（個人）契約となり、利用料は業者が口座引落を行います。（口座引落の手続きは、保護者説明会でご案内します。）

- ・利用料： 440 円（1 食あたり）×その月に提供を受けた食数
※業者への事前の休食連絡（保護者から連絡を受けた幼稚園が行います）をしていない日については、お休みした場合でも利用料が発生します。
※毎週水曜日は「弁当の日」のためケータリング提供はありません。
- ・利用料にかかる町の補助
1 食あたり 165 円（165 円×その月に提供を受けた食数）を補助します。
（例）月に 17 食提供
利用料：440 円/食×17 食＝7,480 円
→うち、町の補助：165 円/食×17 食＝2,805 円
保護者負担：7,480 円－2,805 円＝4,675 円

※なお、利用料および補助額は物価動向等により変更となる場合があります。あらかじめご了承ください。

※ただし、

副食費徴収免除対象者（対象者へは別途通知）の場合は、利用料から主食費の 500 円を除いた残額のうち 4,500 円を限度として補助します。

（例）月に 17 食提供

利用料：440 円/食×17 食＝7,480 円

→① 主食費を除いた残額：7,480 円－500 円＝6,980 円

② ①より、町の補助：4,500 円（6,980 円＞4,500 円）

③ ②より、保護者負担：

500 円＋2,480 円（6,980 円－町補助 4,500 円）＝2,980 円

（※主食費を除いた残額が 4,500 円以内の月の負担額は 500 円）

◆参考：副食費徴収免除対象要件（審査の結果、対象者へは通知します）◆

（i）年収 360 万円未満相当世帯（町が定める利用者負担額階層 1～3-2）

（ii）町が定める利用者負担額階層 4～5 の第 3 子以降

※「第 3 子以降」とは、同一世帯の 3 歳～小学校 3 年生までのきょうだいのうち、
本児（幼稚園児）が 3 番目以降

利用者負担額階層の審査においては、令和 7 年 4 月分～8 月分は令和 6 年度所得課税状況を、令和 7 年 9 月分～3 月分は令和 7 年度所得課税状況を確認します。

【与那原町立小学校指定通学区域】

下表において、

- ・与那原小 → 指定幼稚園は「与那原幼稚園」
- ・与那原東小 → 指定幼稚園は「与那原東幼稚園」

を申請書類に記入してください。

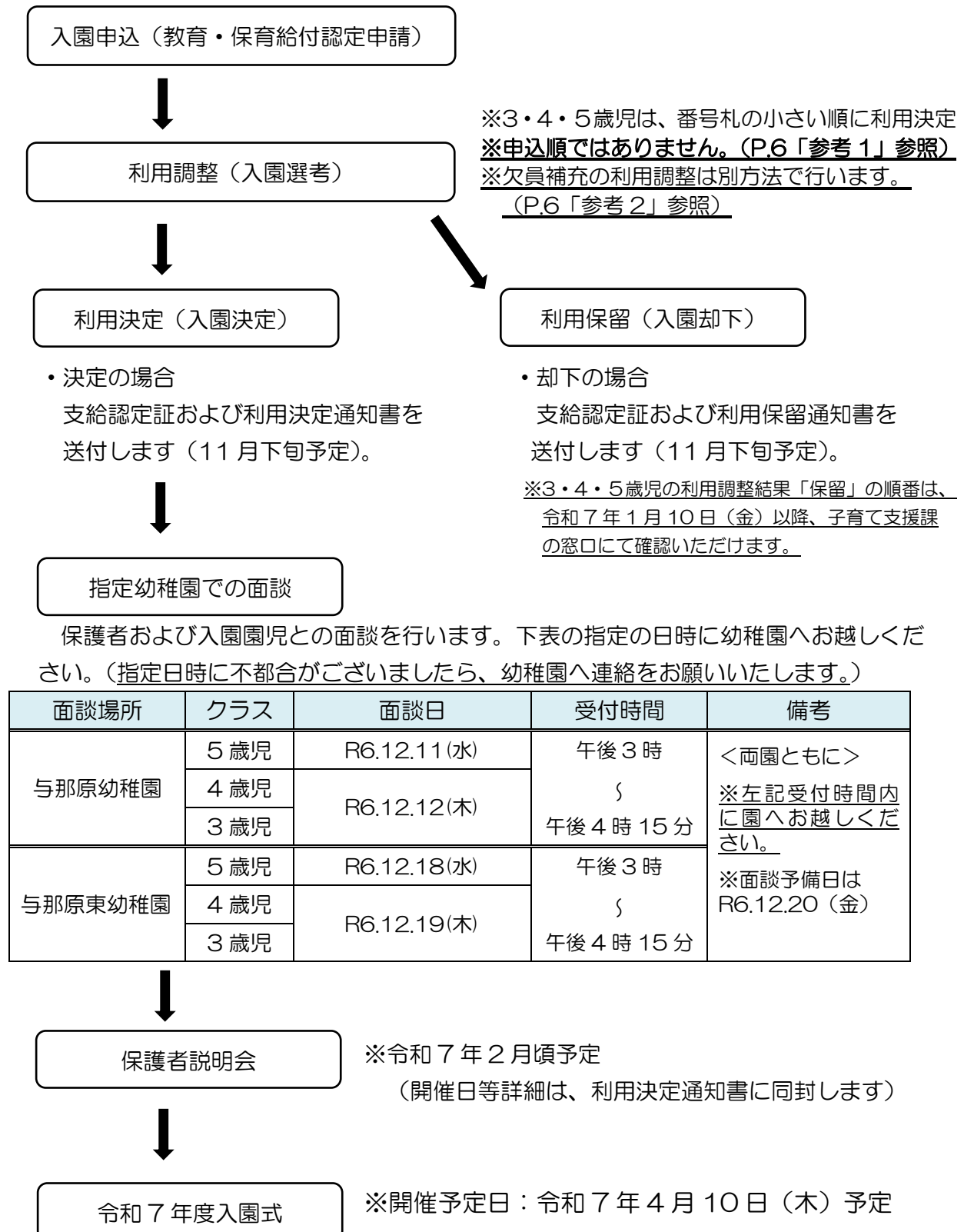
与那原小	新島	字与那原 501-1～699
	森下	字与那原 3066-1～3181
	浜田	字与那原 722～726-3、750、1757～1774、2959、2959-3、2998～2998-199、2999-1～2、3021～3063-4
	与原	字与那原 727～1800
	大見武	字与那原 2078～2958
	県営須利 原団地	字与那原 2941-2
	上与那原	上与那原全域
	東浜	字東浜 1～56、59、60-1～60-5、62-3～62-20、62-26～62-29、62-31～62-49、64、80-1～81-9、83-1～84-25、86-1～86-15、90-1～99-7
与那原東小	当添	字板良敷 598～1365、674 県営与那原第2 団地
	板良敷	字板良敷 1～593、609-1～2、609-9～21、609-25～26、610-1～612-5、614-1～3、1383～1471-1
	港	字与那原 1～352、3587、3628～3644-2、3702、3822、3823
	江口	字与那原 3181～3867
	中島	字与那原 355～501、205、276、294、297、300、302～329、3185
	町営江口 団地	字与那原 3785C棟、D棟、3857-1 A棟、B棟
	町営阿知 利団地	字与那原 3209
	県営与那 原団地	字与那原 3237
	東浜	字東浜 58-1～58-5、61、62-21～62-25、62-30、62-52～62-56、63、65～79、82-1～82-15、85-1～85-27、87-1～87-24、88-1～88-3、89、89-1～144、100-1～107

2. 入園申込について

【必要書類】

必要書類がすべてそろっていない場合は、受付できません。 書類一式にセットされている『必要書類確認リスト』でご確認をお願いします。

【入園決定の流れ】



3. 注意・確認事項

入園申込・利用決定にあたり、必ずご確認ください。

- ① この募集案内（その他関係書類を含む）をすべてお読みになり、理解されているものとして対応します。
- ② 入園することができるのは、与那原町内に住所を有する3～5歳児（令和7年4月1日時点）です。
- ③ 令和7年4月入園申込の利用調整は申込順ではありません。また、令和7年4月入園者決定後の欠員補充に係る利用調整は別方法で行います。あらかじめご了承ください（P.6 参照）
- ④ 発達や特性に合わせた支援が必要（希望）な児童は、あらかじめ子育て支援課へご相談ください。
- ⑤ 直近で受けた乳幼児健診の問診票（写し）を提出してください。
- ⑥ 申込後、転出等により申込を取り下げの場合は、すみやかに子育て支援課へお申し出ください。
- ⑦ 利用決定（入園決定）の通知を受けた後、転出等により入園決定を辞退する場合は、すみやかに子育て支援課へお申し出ください。
※利用決定通知と合わせて、辞退申出期限を別途お知らせします。
- ⑧ 利用決定後の指定幼稚園での面談、保護者説明会では幼稚園利用に関する詳細なお知らせがあります。必ず日程を確認のうえ、ご参加よろしく願いいたします。
- ⑨ 新入園児童は慣らし保育があります。
- ⑩ 入園後、転出等により入園資格を満たさなくなる場合は、その日をもって退園となります。
- ⑪ 利用者負担額階層（副食費徴収免除対象者）審査のため、保護者等の所得課税情報を確認します。配偶者の扶養に入っている等収入ゼロであっても算定のために申告をしていただく必要がありますので、毎年度の申告をよろしくお願いいたします（審査の際に、申告が確認できない場合は最高階層での算定となります）。
 - ・ 4月分～8月分：前年度所得課税情報
（例：令和7年4～8月分は、令和6年度情報を確認します）
 - ・ 9月分～3月分：当年度所得課税情報
（例：令和7年9～3月分は、令和7年度情報を確認します）

参考：利用調整の仕方（3・4・5歳児）

<参考 1 令和 7 年 4 月入園申込者の利用調整>

- ① 入園申込の受付時に、保護者に番号札を 1 枚とっていただきます。
※郵送で申込の場合は、この番号札の取得を事務局（子育て支援課）により行うこと等の誓約事項に同意いただきます。
- ② 番号札の小さい順に優先順位（同幼稚園・同年齢ごと）を付けます。
- ③ 新規受入枠に、優先順位 1 位の申込者から当てはめていきます（利用決定）。
※申込順（受付日が早い順）ではありません。

（例） ・ 申込者数（4 歳児）：8 人
・ 4 歳児新規受入枠：5 枠（※実際の受入枠ではありません）

申込者	受付日	番号札	優先順位	利用調整の結果
A さん	11/11	5	1	決定
B さん	10/28	13	2	決定
C さん	10/25	48	3	決定
D さん	11/8	73	4	決定
E さん	11/5	75	5	決定
F さん	10/29	91	6	保留
G さん	10/27	106	7	保留
H さん	11/12	150	8	保留

- ・ 利用決定（入園）は優先順位 1 位～5 位の方です。
- ・ 6 位～8 位の方は、欠員補充対象となります。

<参考 2 欠員補充（令和 7 年 4 月入園申込結果「保留」含む）の利用調整>

令和 7 年 4 月入園申込の結果「保留」の方（例：上記「参考 1」の 6～8 位）や受付期間終了後に入園申込をした方は、定員に空きが出た際の欠員補充対象となります。その利用調整は、下記の通りです。

欠員補充者名簿（名簿の No.1 から順に利用決定）

No.	申込者	受付日
1	F さん	10/29
2	G さん	10/27
3	H さん	11/12
4	L さん	11/17
5	M さん	11/25
6	N さん	12/1

⋮

- ◆ 令和 7 年 4 月入園申込結果「保留」の F～H さんを そのままの順番で名簿の No.1～3 に記載。
- ◆ 受付期間終了後に申込した方（L さん～）は、受付時に名簿の No.3 以降順番に記載。
- ◆ 空きが出た際は、名簿の No.1（F さん）から利用決定（年度途中入園）

メモ欄（ご自由にお使いください）



—— 問い合わせ（郵送）先 ——
〒901-1392 与那原町字上与那原 16 番地
与那原町役場子育て支援課（幼稚園担当）
TEL : 098-945-6520